

仕様書

第1 件名

「三宅島 Crayon～ みやけじまクレヨン～」実施委託

第2 目的

手軽なツールとしてデジタルカメラを用いて、三宅島の「何か」を撮影する、子供たちの感性で何フエンダー越しに何が見えるのか。子どもたちが画用紙にクレヨンで絵を描くように、クレヨンをカメラに持ちかえて何が描かれるのか。大人とは違う子どもならではの、五感で感じた感動や疑問・好奇心などを写真に表出させることにより、「感性」が育っていくことを願いつつ、子ども目線による三宅島の魅力（観光資源）の再発掘、着地型旅行商品の造成を目的として、モニターツアーを実施する。

なお、本事業は、一般社団法人三宅島観光協会（以下「企画提案者」という。）と連携して実施する。

第3 契約期間

契約確定日の翌日から平成30年3月23日まで

第4 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「TCVBという」）が指定する場所

第5 事業実施スケジュール(予定)

8月～9月	モニターツアーの企画・広報
9月～	第1回モニターツアーの募集
10月～11月	第1回モニターツアーの実施
11月頃	効果の検証・次回に向けた改善検討
12月～	第2回モニターツアー募集
12月～1月下旬	第2回モニターツアー実施
2月頃	web上での展示会実施
1月～3月	効果の検証・次年度継続性の課題整理・報告書作成

第6 委託内容

1 連携検討会の運営

本事業の実施にあたっては、企画提案者及び三宅島観光協会関係者からなる連携検討会（以下「検討会」という。）を立ち上げ、本事業の効果的な実施方法等について検討会を開催すること。なお、検討会は、8月に発足し、月1回程度実施予定である。

受託者は、検討会開催の都度、TCVB及び企画提案者と協議の上、検討会における議題の整理及び資料の作成を行うこと。また、検討会実施後2週間以内に、議事録を提出すること。

2 モニターツアーの企画・実施

ツアー実施に際しては以下の点に留意すること。

- (1) 実施時期は、平成 29 年 10 月中旬～11 月初旬で 1 回

平成 29 年 12 月中旬～平成 30 年 1 月中旬で 1 回の計 2 回とし、2 泊 3 日で実施。

子どもが参加しやすい日程を設定すること。

参加人数は子ども 1 名（小学生高学年・中学生）大人（保護者）2 名の計 3 名を家族一組とし、各回 5 組 15 名を想定。

- (2) コースは 東京より定期船を利用し、現地 1 泊とする。

子ども目線による三宅島の魅力(観光資源)の発掘が行えるよう下記内容を盛り込むこと。

① 撮影会の実施

- ・現地にてカメラ操作などのオリエンテーションを行うこと。

- ・撮影テーマは不問。但し、肖像・著作物については確認を行い、場合により承諾を得ること。

- ・島内撮影時には、レンタカーの貸し出しや撮影インストラクターを同行させる等、島内撮影がスムーズにかつ魅力的な写真が集まるよう努めること。

- ・ツアー内に作品発表、講評の場を設けること。

※子ども用カメラは無償で貸与するが、三脚等の機材は受託者負担とする。

② 行程には貸切バス等を用いたガイドツアーを盛り込むこと。

③ 島内の子どもたちとの交流の場を設ける等、地域交流、活性化のための工夫をすること。

- (3) 船内は、原則として特一等和室を家族で利用し、宿泊も家族で 1 室の利用とする。

- (4) モニターツアーの実施に当たっては、モニターツアー参加者を補償する傷害保険等に参加すること。

- (5) ツアー実施に際しては参加者より、宿泊費、食費、交通費・輸送費の 3 分の 1（千円未満端数は、原則、切上）の金額を参加費用として徴収すること。また、徴収分は本事業受託者の収入とするため、企画提案の金額は、入札予定価格より、本収入分を差し引いた金額未満とすること。

3 モニターツアーの広報PR

本地域の魅力を継続的に発信するとともに、ポスター、パンフレット、ウェブサイト等を作成し、また、メールマガジン発信等で広く事業の周知を行うこと。

広報手法及び内容は提案によるものとするが、協力関係団体とも協議し、モニターツアー参加者を確実に確保できるよう、十分な規模で実施を行うこと。

なお、最終的には企画提案者と協議の上、実施する。

4 web 上での展示会の実施

撮影された作品を厳選し、企画提案者の指定したサイト上にて展示掲載を行うこと。

5 撮影作品の二次利用

本モニターツアーで撮影された作品については、三宅島の知名度向上やアーカイブ化など、

二次使用のための方策を講じること。

6 モニターツアーの効果及び事業継続性の検証

モニターツアー参加者及び関係者、また web サイト閲覧者に対しアンケート調査を実施すること。

アンケートの回答内容の結果について、今後の事業展開に役立つようニーズや効果分析を行うこと。

効果分析結果を踏まえ、継続的に開催していくための課題整理を行い、企画提案者及び連携協議会にフィードバックすること。

7 「三宅島 Crayon ～みやけじまクレヨン～」のツールブック（仮）の作成

6における検証を通じて整理された商品造成等への課題を解決若しくは軽減するために、受託者は企画提案者の視点で事業運営方法等の整理を行い、次年度以降の継続実施のためのツールブックを作成する。

規 格	大きさ：A 4 色：4 色カラー刷り 使用材料：（表紙）再生上質紙 A判 70.5kg（総合評価値 80 以上） （本文）再生上質紙 A判 44.5kg（総合評価値 80 以上） 仕 立：くるみ表紙、無線とじ その他：奥付あり。原則として、背文字あり、頁番号あり
その他	校 正：2 回以上 R マーク：原則として、再生紙使用マーク（R マーク）を用いて、古紙パルプ配合率等を表示すること。 包装紙：再生紙を使用すること。 使用する紙・インキ：東京都グリーン購入ガイド 2016 の印刷物における水準 1 を満たすこと。

8 報告書類の提出

受託者は、1 から 7 の業務終了後、速やかに当該事業実施について報告すること。全体をまとめた事業実施報告書及び事業実施報告書概要版を提出すること。

（1）事業実施報告書

記載内容については TCVB と協議のうえ作成すること。なお、以下の項目は必ず記載すること。

1 事業概要

概要（件名・事業期間・事業対象地域・企画提案者・受託事業者・事業目的）、
事業内容（基本的に委託内容の項目と一致）、事業スケジュール、事業運営体制（チャート図等）

2 モニターツアーについて

3 モニターツアーの広報・PR について

- 4 実施結果
- 5 事業の成果
- 6 今後の課題
- 7 今後の展開
- 8 参考資料（会議議事録等）

規 格	大きさ：A 4 色：4 色カラー刷り 使用材料：（表紙）再生上質紙 A判 86.5kg（総合評価値 80 以上） （本文）再生上質紙 A判 57.5kg（総合評価値 80 以上） 仕 立：くるみ表紙、無線とじ その他：奥付あり。原則として、背文字あり、頁番号あり
その他	前項 7「三宅島 Crayon ～みやけじまクレヨン～」のツールブック（仮）の「その他」右欄に同じ

（２）事業実施報告書概要版

記載内容については TCVB と協議のうえ作成すること。なお、以下の項目は必ず記載すること。

- 1 現状・課題
- 2 実施内容
- 3 成果
- 4 課題
- 5 今後の展開

規 格	大きさ：A 3 頁 数：1 枚・中折片面・見開き 色：4 色カラー刷り 使用材料：再生上質紙 A判 44.5kg（総合評価値 80 以上）
その他	前項 7「三宅島 Crayon ～みやけじまクレヨン～」の「その他」右欄に同じ

第 7 納入物件

- | | |
|----------------------------------|-----|
| 1 事業実施報告書 | 10部 |
| 2 事業実施報告書概要版 | 10部 |
| 3 「三宅島 Crayon ～みやけじまクレヨン～」ツールブック | 10部 |
| 4 1 及び 2 の電子データ（DVD-R 等） | 2部 |
| 5 3 の電子データ（DVD-R 等） | 2部 |
| 6 その他、本事業で作成したもの一式の電子データ | 2部 |

なお、電子データについては、原則として、「Microsoft Word2010」、「Microsoft Excel2010」

又は「Microsoft Power Point2010」のいずれかによる。それ以外の場合は、TCVBに協議を行うこと。

第8 業務実施上の留意点

- 1 受託者は、調査等を実施する調査員に対して、調査を漏れなく完了できるように事前に調査手順等について十分な教育を行うこと。以下について、指導・周知徹底を図り、調査を遺漏なく実施するよう努めるものとする。
 - (1) 本調査の委託者は TCVB であるが、実施主体は受託者であり、調査実施に係る責任は受託者にあること。
 - (2) 本調査の目的、意図、留意点等を十分に説明すること。
 - (3) TCVB の調査であることを理由に協力を強制しないこと。
 - (4) 調査実施の方法に配慮・工夫を行うなど、有効回答率の向上を図ること。
 - (5) 調査から知り得た情報（秘密）を他に漏洩しないこと。調査終了後も同様とする。
- 2 受託者は、本事業の実施に当たっては、関係機関等との調整及び必要な申請等手続きを行うこと。
- 3 本委託事業の履行において事故が発生し、TCVBや第三者に損失を与えた場合、受託者はその責任を負うこと。また、本委託事業の履行において事故等が発生した場合には、その内容及び対応について速やかにTCVBに報告すること。
- 4 受託者は、平成 29 年 10 月から平成 30 年 3 月までの間、毎月 1 回以上、TCVB に対して定例報告を行うこと（定例報告会の開催）。受託者は、あらかじめ定例報告会の開催日時について、TCVB と協議すること。

なお、この定例報告にかかわらず、受託者と TCVB は双方協議のうえ、随時に打合せ等を行うことができる。
- 5 受託者は、定例報告において、調査研究の進捗状況、今後の予定等を記した書面とともに、直近の定例報告までに調査研究した結果をとりまとめた書面を TCVB に提出し、その内容を説明すること。
- 6 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- 7 受託者は、本事業目的達成のため、本事業実施の時機、手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。

第9 権利の帰属

- 1 本委託で作成したすべての成果物の著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む)は、TCVB 又は企画提案者に譲渡すること。受託者は著作人格権の行使をしないものとする。
- 2 第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、受託者の責任と費用をもって処理すること。

第10 守秘義務の厳守

受託者は、本事業の実施に伴い知り得た業務内容及び結果等について、秘密が漏洩すること

のないよう十分に注意を払うとともに、以下の事項について遵守すること。

- 1 知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないこと。
- 2 万が一、事故が発生した場合は、直ちに TCVB に連絡するとともに、速やかに必要な調査・報告等を行うなど、適切な処理に努めること。
- 3 本契約の履行にあたり、TCVB の保有する個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。
- 4 その他、TCVB の指示により、必要な措置を講ずること。

第 11 支払方法

委託業務完了後に行う検査合格後、一括して支払う。

第 12 その他

- 1 受託者は、TCVB と密接な連絡を取るとともに、適宜進捗状況を報告し、TCVB の確認を得ること。また、進捗状況に関する TCVB の指示を遵守すること。
- 2 仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、受託者は TCVB と十分な協議を経た上で速やかに実施すること。
- 3 受託者は、各関係機関と密接に連絡・調整等を図ること。
- 4 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- 5 受託者は、本事業の目的達成のため、実施の時期・手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。
- 6 環境によい自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- （1）ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- （2）自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、当該自動車の自動車車検証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

- 7 その他、本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、TCVB と協議の上実施すること。不明な点があれば、下記担当者まで連絡すること。

第13 連絡先及び納品先

（公財）東京観光財団地域振興部事業課
地域資源発掘型実証プログラム事業担当
東京都新宿区山吹町 3 4 6 番地 6 日新ビル 2 階
電話（直通）03-5579-2682